

J R 小倉駅 J A M 広場管理運営業務 仕様書

1. 名称

J R 小倉駅 J A M 広場（以下、J A M 広場）管理運営委託業務

2. 概要

（1）業務目的

市及び関係団体等と連携し、北九州市の玄関口にふさわしいイベントやにぎわいの創出につながる取組み等の実施について適切な管理運営を行う。

（2）管理設備

① J A M 広場

【面積 282m²】

【使用料金（金額：税別、単位：円）】

（午前8時～午後7時）

区分		使用料金（1日あたり）
全 面	平日	200,000円
	土日祝日	250,000円
1／2まで	平日	100,000円
	土日祝日	150,000円

※減免等について

- ・北九州市主催の催事については100%減免、北九州市共催等の催事については、40%減免とする。
- ・J R 九州主催の催事については、年間最低7日を100%減免とする。（日数については協議の上決定する。）

【連続使用料金割引】

3日以上連続使用	5日以上連続使用
通常使用料を5%割引	通常使用料を10%割引

【申込受付について】

- ・原則として市主催及び市共催の催事を優先する。同催事の受付は1年前からとする。
- ・一般の申込受付は6か月前からとする。（一般企業による単独の企業PR及び物品販売、ならびににぎわいの創出や北九州市の都市ブランド向上につながらないと判断される催事については、利用不可。）
- ・なお、申込受付後は原則先着申込先を優先する。

【キャンセル料】

申込完了後、使用者の都合によるキャンセルには次の料金を申し受ける。

使用日の90日～31日前	使用日の30日～21日前	使用日の20日前
使用料金の20%	使用料金の50%	使用料金の100%

②バナーサイン 4か所

- ・料 金 : 15,000円 (2枚1組、1日あたり 税別)
- ・サ イ ズ : 縦3.2m×横1.8m
- ・場 所 : J A M広場内
- ・高 さ : 約5.4m (床面からバナー取付位置まで)
- ・素材製作 : 別途費用

③ポスターイン 4か所

- ・料 金 : 14,000円 (1枚1週間掲出 税別)
- ・サ イ ズ : B1 (縦1,030mm×横728mm) まで
- ・場 所 : J A M広場内
- ・素材製作 : 別途費用

④電照看板 5か所

- A看板 (約縦1.4m×横2.2m) 4台 (現状 : 年間40万円 税別)
- C看板 (約縦2m×横1.6m) 1台 (現状 : 年間200万円 税別)

3. 業務履行場所

北九州市小倉北区浅野1-1-1 JR小倉駅3階

4. 委託業務内容

(1) J A M広場・電照看板・バナーサイン・ポスターイン (以下、J A M広場等といふ。) の管理運営

- ①J A M広場等の使用規定を遵守し、安全を確保した管理運営業務
- ②J A M広場等の利用に関する問い合わせ、予約、申込の受付業務
- ③観光コンベンション協会に対するJ A M広場等の利用料の報告
- ④イベント・催事開催時 (搬入・搬出を含む) における現場対応業務
- ⑤J A M広場等の営業活動及び販売促進活動に関する業務
- ⑥その他当協会への報告・連絡・調整業務

特に北九州市のブランド向上に資するイベントや若者 (H8.4.1以降生まれ) が企画するイベントを支援する業務

小倉で開催されるイベント等 (例 : クリスマスマーケット) と連携した利用促進

(2) 人員体制

当該委託業務を履行するために必要な人員を適切に配置すること。また、J A M管理オフィス (現場事務所) に専従担当者を1名以上配置すること。

年間200日以下 (市の催事100日、有料催事100日予定)

(3) 業務実施時間

催事開催日等における催事の管理に要する時間 (概ね8時から19時) ただし、準備等が必要な場合は当該時間以外も対応するものとする。

5. 委託料

当協会は、管理運営事業者 (以下 : 提案者) へ基本委託料を支払うものとする。

6. 機器備品等について

(1) J A M広場で実施する催事については、原則として当協会が準備するテント、椅子、テーブル、ステージ台等を使用することとし、当該使用に関し催事実施者と調整を行うこと。

なお、催事実施者から催事の内容等により、当該備品に代えて自社で調達した備品の使用を希望する旨の連絡があった場合は、当協会に相談すること。

(2) 当該委託業務の履行に必要な機器備品等は、当該業務を受託する事業者に準備すること。なお、必要な機器備品等については以下のとおりとする。

- ①パソコン・・・1台
- ②パソコン用プリンター・・・1台

7. 再委託の禁止

当該委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

8. 必要経費等

当事業にかかる経費等については、原則以下のとおりとする。

- ①当該業務を受託する事業者が委託業務を実施するために直接必要とする経費（電気代、電話代、小倉駅倉庫使用料）は、当協会等が負担するものとする。
- ② ①を除き、この委託業務を実施するために必要な費用はすべて委託事業者が負担するものとする。